

事務連絡
令和8年7月9日

宜野湾市立小中学校長 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 伊波 保勝
<公印省略>

暴風（特別）警報発令時等における児童生徒の登校について

児童生徒の安全確保を図るため、暴風警報及び特別警報が発令された際の対応について、下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、各小中学校におかれましては、本内容について児童生徒及び保護者へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 暴風（特別）警報が発令中の場合、学校は「臨時休校」です。
- 2 登校後に暴風（特別）警報が発令された場合、「臨時休校」となります。

授業を中止し、保護者の迎えで下校となります。

- 3 暴風（特別）警報が解除になった場合は、下記の通りの対応をお願いします。

暴風（特別）警報解除時間	登校時間と給食
午前6時29分までに 暴風（特別）警報等が解除された場合	午前8時15分までに登校 給食あり
午前6時30分以降に 暴風（特別）警報等が解除された場合	臨時休校

なお、教育委員会が根拠を示し、休校または下校を指示するケースもあります。

4 その他

- (1) 各家庭で、テレビ・ラジオ・インターネット等で台風情報を確認し、他上記対応をお願いします。
- (2) 各学校のホームページやスクリーンでの通知をご確認ください。
- (3) 暴風警報解除後の登校になる場合、冠水・浸水、土砂崩れ、川や排水溝の増水等危険箇所がある場合は、安全な状態になってから登校させて構いません。